

県内医療機関（病院又は診療所）の皆様

宮崎県外来医療計画が2020年4月から施行され、県内で、

- 1 対象医療機器の新規購入又は更新を行おうとする医療機関
 - 2 宮崎東諸県、日南串間、西都児湯の各医療圏で新規開業予定の医療機関
- は、お近くの県保健所にそれぞれ次の書類の提出が必要となります。

1 対象医療機器の新規購入又は更新を行おうとする医療機関



【対象医療機器】

C T	…全てのマルチスライスCT 及び マルチスライスCT以外のCT
M R I	…1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満、3.0テスラ以上のMRI
P E T	…PET及びPET-CT
放射線治療	…リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィー	

【提出書類】

対象医療機器の設置・更新前に、次の内容を含む共同利用計画を策定し、地域医療構想調整会議事務局の県保健所（宮崎市域は宮崎県中央保健所）に提出
ア 共同利用計画の相手方となる医療機関

イ 共同利用の対象とする医療機器

ウ 保守整備等の実施に関する方針

エ 画像撮影用の検査機器について画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

2 宮崎東諸県、日南串間、西都児湯の各医療圏で新規開業予定の医療機関



【提出書類】

新規開業届（許可申請）提出とあわせ、下記の地域で不足する外来医療機能を担う意向の有無を確認する書類を地域医療構想調整会議事務局の県保健所（宮崎市域は宮崎県中央保健所）へ提出

医療圏	地域で不足する外来医療機能		
宮崎東諸県	初期救急（休日夜間急患センター）	在宅医療	学校医
日南串間	初期救急（休日夜間急患センター）	在宅医療	学校医
西都児湯	初期救急（休日夜間急患センター）	在宅医療	

○ 外来医療計画の内容及びそれぞれの提出書類の様式は、県庁ホームページから入手可能です。

○ ご不明な点は、宮崎県福祉保健部医療薬務課（電話0985-26-7055）又は最寄りの県保健所までお問い合わせください。